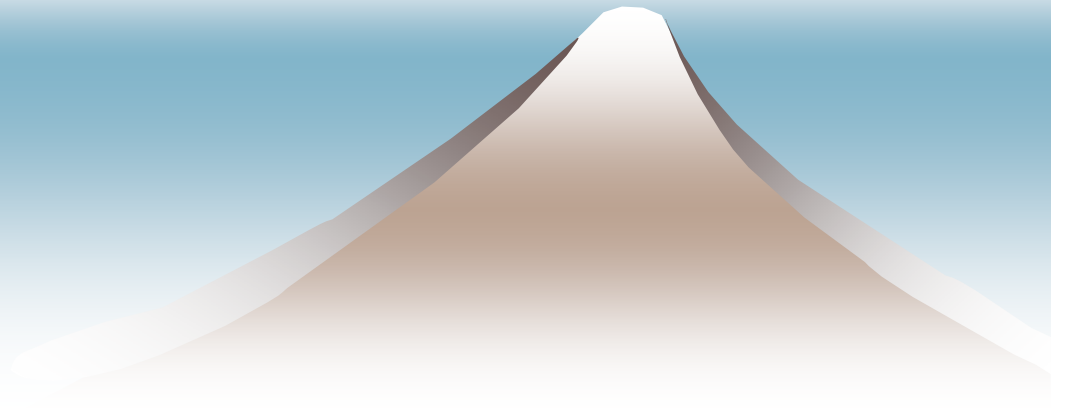


パキスタンの労働事情

モハメッド ザホール アワン
パキスタン労働者連盟(PWF)



1) 労働者の権利の問題

- ◆ 結社と組合結成の権利はパキスタン国民の基本的権利のひとつである。
- ◆ パキスタンの1973年憲法に盛り込まれた結社の自由に関する第17条は「すべての国民は、パキスタンの主権、整合、公序、倫理のために法律で課された合理的な制限の下で、結社および組合結成の権利を持つ」と定めている。
- ◆ パキスタン政府はILO条約第87号および第98号を50年前に批准した。しかし、パキスタンでは労働者の権利の侵害が組織的に広く続いている。
- ◆ 文民政権も軍事政権も事態の是正を繰り返し約束するだけである。

1) 労働者の権利の問題

- ◆ 結社と団体交渉の権利はパキスタンの労働者にとって相変わらず少数の者にだけ与えられる権利である。
- ◆ 大多数の労働者は組合への加入も団体交渉への参加も禁止されている。
- ◆ 長年、ナショナル労働組合センター、国際労働組合コミュニティおよびILOは、パキスタン政府に国際労働基準に適合する法律を実施するよう説得を試みてきた。
- ◆ 強制労働と児童労働を禁止する法律はあるが、効果的に実施されていない。特に地方ではそうである。
- ◆ 既存の法律への違反は、パキスタン全体で広く行なわれている。

2) 部門による組織労働者への制限

- ◆ 2002年労使関係令により、上記の権利は農業および教育部門の労働者には適用されない。これらが法的に「産業」と見なされていないからである。
- ◆ さらに、他の範疇や施設の労働者も法令で定義された権利から除外されている。
- ◆ 1993年、ILO基準適用委員会は、労組を組織し、加入する権利について改善が見られない、と指摘した。
- ◆ *以下の表の部門では、この権利が禁止されている、または法律で規定されていない。*

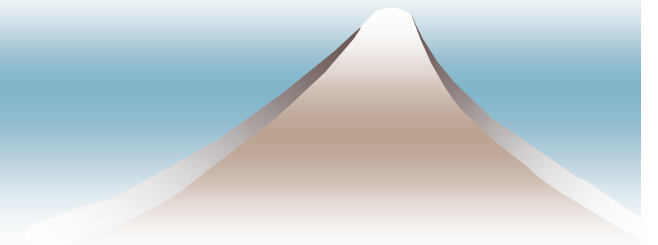
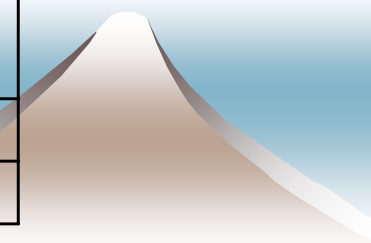


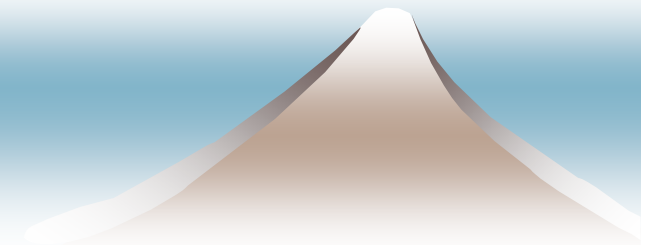
表: 様々な部門に雇用されている労働力

| 部 門 | 雇用者数 |
|----------------------------|---------------|
| 政府役務(州) | 1,214,600 |
| 連邦政府 | 306,434 |
| 防衛線パキスタン鉄道 | 85,000 |
| 農業(林業、狩猟、漁業) | 20,250,000 |
| 自営業者 | 5,650,000 |
| 病院および診療所 | 180,704 |
| 教育機関 | 653,295 |
| 輸出加工区域およびこの範疇に属する特定公共部門企業 | 12,800 |
| パキスタン証券 | 591 |
| パキスタン証券印刷公社 | 2,517 |
| 民間航空局 | 8,751 |
| Wah法令工場 | 30,000 |
| パキスタン科学産業研究評議会 | 630 |
| パキスタン国際航空 | 16,689 |
| 防衛住宅局、カラチ | 340 |
| ナショナル・ロジスティック・セル | 7,000 |
| 防衛役務の民間人 | Not available |
| EOBIおよび労働者福利基金 | 1,195 |
| 石油、ガス、海港または空港の警邏、警備または防火役務 | 4,870 |
| その他 | 1,000,000 |
| 合 計 | 29,425,416 |



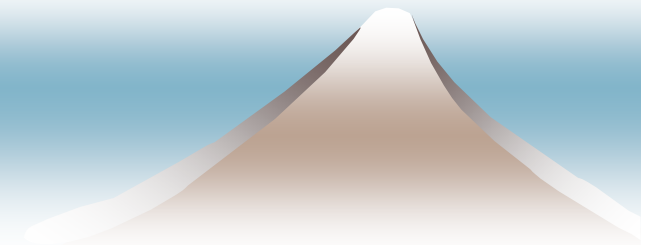
2) 部門による組織労働者への制限

- ◆ 2002～03年の総労働力4,184万人のうち、2,943万人(70.34%)は2002年労使関係令の適用範囲外であった。
- ◆ 団体交渉権がないのは:
- ◆ 表に記載した部門全て
- ◆ 銀行および金融機関
- ◆ 1952年本質的役務(維持)法(ESMA1952)によって「本質的役務」と宣言された雇用。



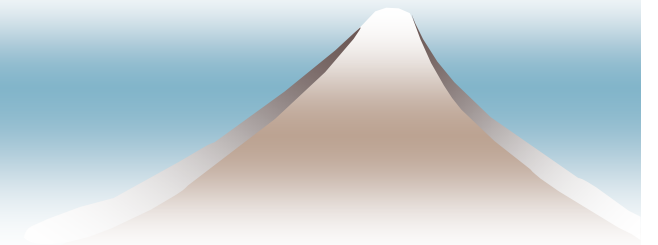
3) ストライキ権の制限

- ◆ IRO(労使関係令)は政府が「地域社会に重大な困難を生じそうな、または国家の利益を害する」ストライキをいつでも禁止することを許す。
- ◆ いずれにしても、15日後、政府は書面による命令を通じてストライキを禁止できる。



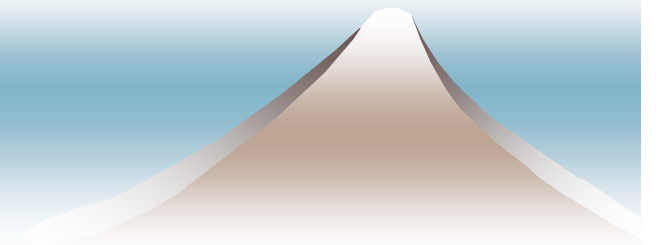
4) 外国投資家の犠牲になった労働権利

- ◆ 1980年輸出加工区域当局令(EPZAO, 1980) (第26節)および1982年輸出加工区域(雇用制限)法(第4節)は、EPZ内の労働者のストライキ、遅延、就業拒否、およびこれらの他人への扇動、強制を禁止している。
- ◆ EPZは、労働組合結成加入権を与えるIROも含めたすべての労働関係法令から除外されている。



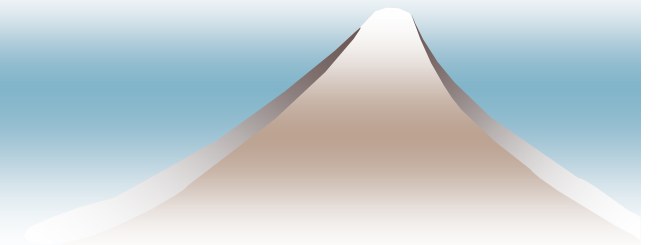
4) 外国投資家の犠牲になった労働権利

- ◆ さらに、EPZAO, 1980(第25節)は特に以下の適用を除外する:
- ◆ 1923年労働者補償法
- ◆ 1934年工場法
- ◆ 1936年賃金支払法
- ◆ 1961年最低賃金令
- ◆ 1965年州職員社会保障令
- ◆ 1968年西パキスタン商工業雇用(服務規定)令
- ◆ 1969年西パキスタン商店施設令
- ◆ 1976年従業員老齡年金法



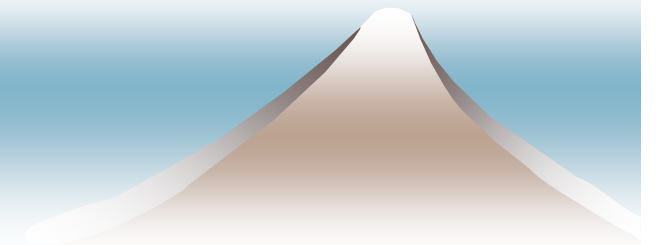
4) 外国投資家の犠牲になった労働権利

- ◆ この政策は労働者を地元と外国の雇い主の慈悲に委ねる。
- ◆ 1992年金融法(第14項: 民間投資家へのインセンティブ)は、外国投資家に特権を与える。一旦公式な通知が発せられれば、「IROの規定その他、連邦政府が官報の通知で指定する法律は、その通知で指定した工業区域内の企業または企業群に適用しない。」
- ◆ 投資促進委員会は、パキスタン全土に12の特別工業区域を新設すると発表した。



5) 児童労働と債務労働の問題

- ◆ パキスタンは最悪の形態の児童労働に関する条約第182号を批准した。1991年児童雇用法によって法的に禁止されているにもかかわらず、児童労働は広く行なわれている。
- ◆ 後のパキスタン/ILO調査(1996年)によれば、330万人の児童が「経済活動をしている」と推測される。



6) パキスタンの労働運動

- ◆ 労働組合の登録数は過去50年で大きく伸びた。
- ◆ 1951年には209の登録労働組合があり、組合員数は393,137人であった。
- ◆ 2001年の労働組合数は7,204に増加し、組合員数は100万人を超えた(公式統計では、組織労働者は100万人と言われている。これは全労働力の3%になる。
- ◆ *これは過小評価である。この数は組合登録当初の数である。その後、組合員が増えて、組合が毎年報告しても、労働省は記録を更新していない。*

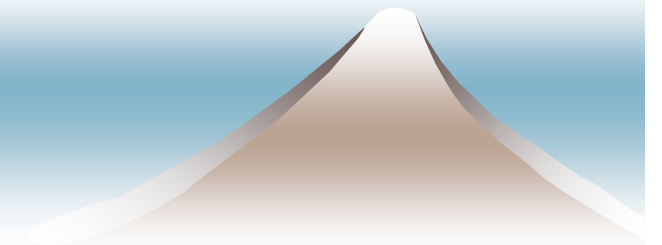
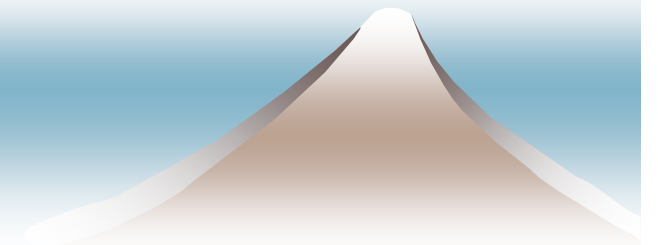


表: 組合の数と組合員総数

| 年 | 組合数 | 組合員数 |
|------|-------|-----------|
| 1951 | 209 | 393,137 |
| 1955 | 474 | 325,610 |
| 1960 | 708 | 350,604 |
| 1965 | 965 | 512,225 |
| 1970 | 2,522 | 735,620 |
| 1975 | 8,196 | 694,667 |
| 1980 | 6,551 | 869,128 |
| 1985 | 6,170 | 859,517 |
| 1990 | 7,080 | 952,488 |
| 1995 | 7,426 | 993,932 |
| 2000 | 7,220 | 1,009,897 |
| 2001 | 7,204 | 1,040,303 |

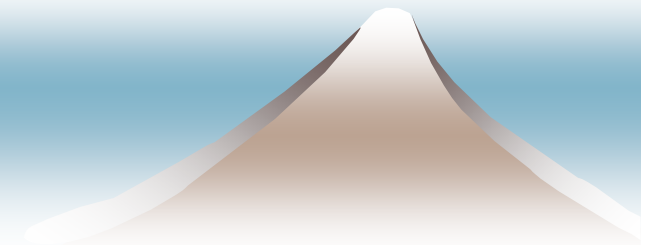
7) 労組ナショナルセンター

- ◆ パキスタン創設時には二つの主要労組があった。共産主義者の全インド労働組合会議(AITUC)と改革主義者のインド労働連盟(IFL)である。
- ◆ 独立後、これらは再編されて、パキスタン労働組合連盟(PTUF)とパキスタン労働連盟になり、これがその後、全パキスタン労働連盟(APFOL)になった。



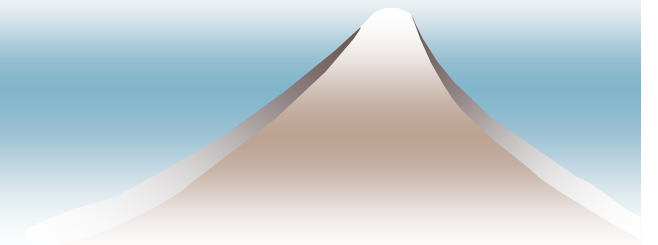
7) 労組ナショナルセンター

- ◆ 1958～61年の戒厳令により、ほとんどの労働組合活動が終了した。
- ◆ 政府は自由市場資本主義を開始した。APCOLはこの段階で崩壊を始めた。
- ◆ 1962年、不満を持ったAPCOL加盟組合、特に石油労働者連盟と煙草労働組合が、総同盟を脱退してパキスタン全国労働組合連盟(PNFTU)を結成した。



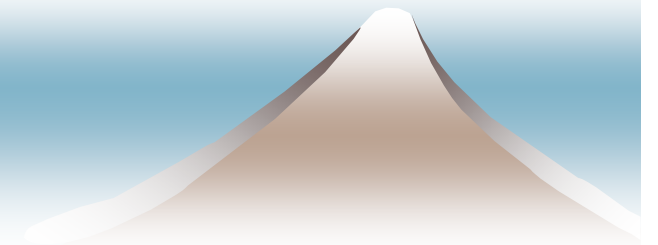
7) 労組ナショナルセンター

- ◆ イスラム労働組合主義も出現した。
- ◆ 1960年に創設された小さなパキスタン労働連盟は、1964年に全国労働連盟(NLF)になり、イスラム原理主義に基づく労働組合主義を導入した。



8) 分裂から統一までの労働運動

- ◆ パキスタンの労働組合運動は、初期には概ね統一されていたが、定期的な軍政によって分裂し、細分化した。
- ◆ しかし、労働指導者たちはずっと、分裂の悪影響と統一の利益を自覚していた。
- ◆ 以下の段落では、3つのナショナルセンターについて短く述べたい。これらのナショナルセンターは当時すべてICFTU(ITUC)に加盟していたが、2005年9月5日に合併してひとつのナショナルセンターになった。

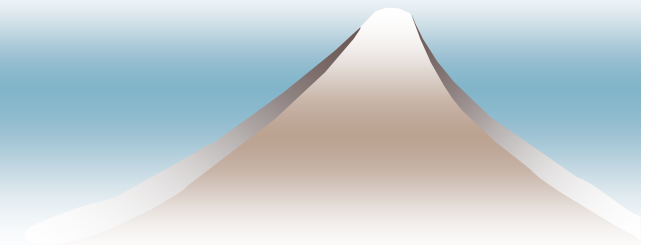


全パキスタン労働組合連盟(APFTU)



全パキスタン労働組合連盟 (APFTU)

- ◆ APFTUはパキスタンの大きなナショナルセンターであり、当初は全パキスタン労働総同盟(APCOL)の一部であったが、ある種の相違から分裂し、1967年には西パキスタン労働連盟の名の下で活動を開始した。
- ◆ 1971年には名称を全パキスタン労働組合連盟 (APFTU) に変更し、1972年にICFTU(ITUC)に加盟。
- ◆ 加盟組合と構成員は多くの部門にわたり、それは特に水道、エネルギー、通信、灌漑、織物、運輸、ガス、エンジニアリング、製革、港、銀行であった。APFTUの構成員は405,762人。



全パキスタン労働総同盟(APFOL)



全パキスタン労働総同盟 (APFOL)

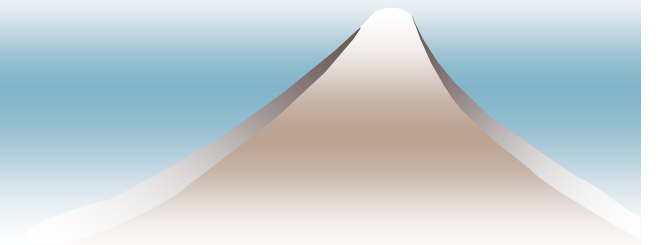
- ◆ APFOLは1948年に創設され、その後全パキスタン労働総同盟(APCOL)の一部になった。
- ◆ 60年代初期、APCOLの分裂のため、全パキスタン労働総連盟(APFOL)として再出発し、1966年にICFTU(ITUC)に加盟。
- ◆ 加盟組合と構成員の部門は、織物、衣服、地域団体、銀行、保険、メディア、新聞売り、建設、肥料、石油、ガス、採鉱であった。APFOLの構成員は313,675人。

パキスタン全国労働組合連盟(PNFTU)



パキスタン全国労働組合連盟(PNFTU)

- ◆ PNFTUは1962年に創設され、1964年にICFTUに加盟。
- ◆ 加盟組合と構成員の部門は、織物、衣服、教育、運輸、銀行、保険、自動車、エンジニアリング。
- ◆ PNFTUの構成員は160,755人。



9) 統一への道のり

- ◆ ICFTU(ITUC)加盟のこれらの3つのナショナルセンターは、それぞれ各自の構成員と労働者階級の権利の保護に努めていた。
- ◆ しかし、彼らは90年代初めに3つの組織を統一することの重要性に気づき、統一された労働運動のみが庶民の福祉を向上できると考えた。この目的のため、3つの組織はアボッタバードで会合を持ち、アボッタバード宣言と呼ばれる宣言に署名した。

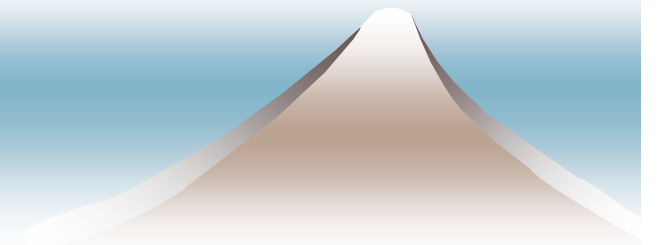
この宣言の重要な柱は以下のとおりであった:

9) 統一への道のり

- ◆ 3つのICFTU加盟組織の評議会ICFTU(パキスタン評議会)が結成され、以下について合意した:
 - パキスタンの労働者が現在直面している共通の問題について集団で声を上げる;
 - 不当な扱い、不公平な労働慣行、キャンペーンまたはストライキの場合に、三つの連盟のどれかに属する組合への支援要請がいずれかの連盟からあれば支援を行なうこと;
 - 三つの参加連盟のいずれかに属する組合を傘下にしないこと。同様に、三つの連盟の既存の加盟組合に対抗するような組合の結成を奨励したり支援したりしないこと。

9) 統一への道のり

- ◆ しかし、アボッタバード宣言の指導者たちは、今後11年以内に(すなわち2005年7月11日までに) PNFTU、APFTUおよびAPFOLの個々の存在を解消して、これら3つのICFTU加盟組織を統一した単一の連盟をパキスタンに創設する、という決意を宣言して誓約した。





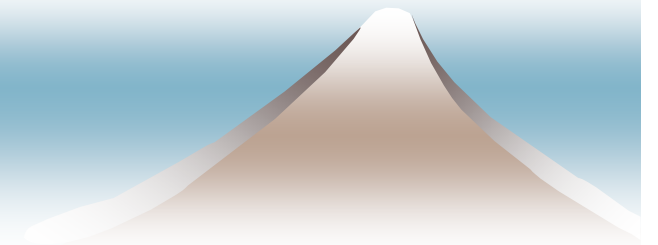
上記の宣言は、1994年7月12日に3つの連盟の会長と書記長によって署名された。

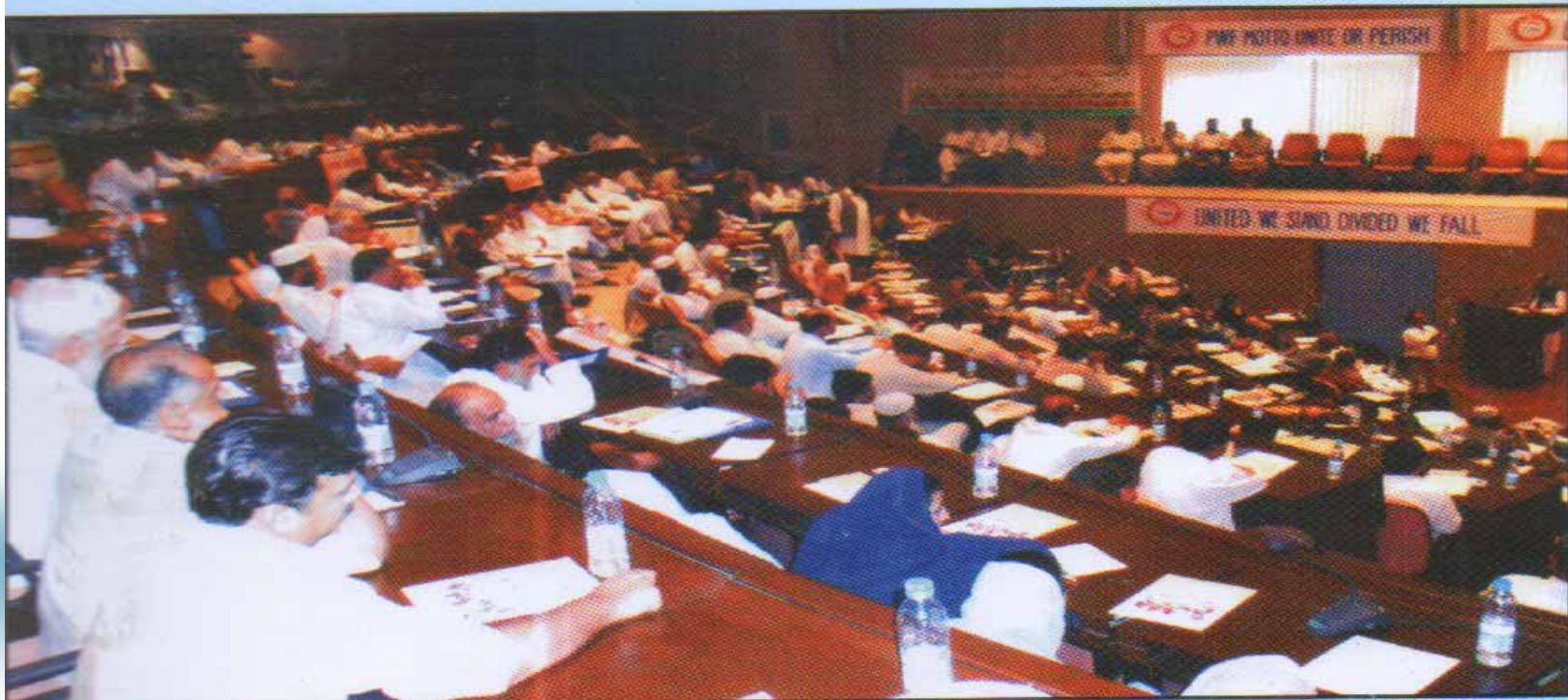
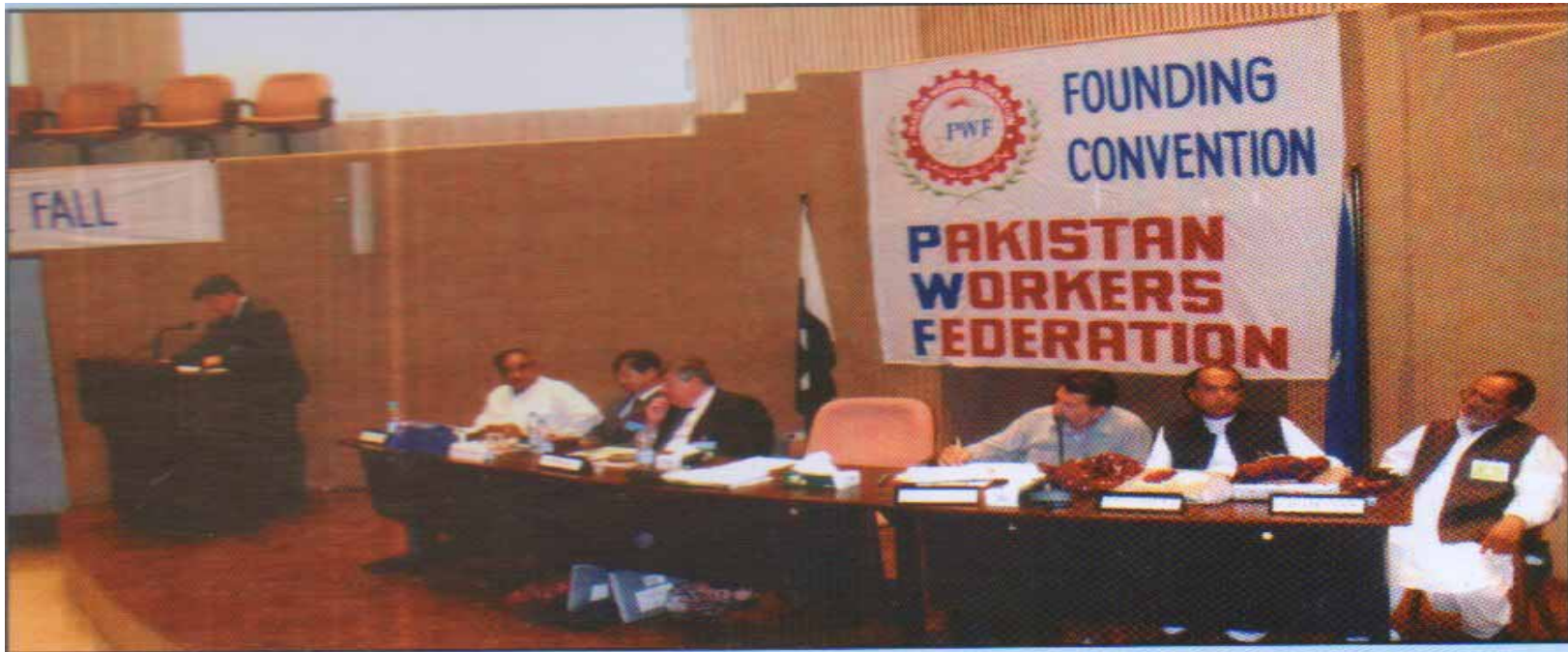
10) パキスタン労働者連盟(PWF)の結成

- ◆ 3つのナショナルセンターの統一の道のりは、1994年7月のアボッタバード宣言の署名に始まり、徐々にだが確実に前進した。
 - ◆ 統合の過程は2002年の合併計画の採択によって加速された。
 - ◆ 統一の目標日を達成するため、多数の合同委員会が結成された。
 - ◆ これらの委員会は、新NCの憲章と規則を起草し、合意することができた。
 - ◆ 紛争解決委員会は、3つのNC間に存在する火種のほとんどを取り除いた。
- 連盟の様々な階層の役員を共通合意に基づく選挙で決定した。

10) パキスタン労働者連盟(PWF)の結成

- ◆ 統一NCの結成期限は、ほぼ守られた。
- ◆ こうして統一の夢は現実となり、3つのNCは誇りをもって2005年9月7日に統一大会を開催した。
- ◆ 統一時点でのPWFの総力は以下のとおりであった:
- ◆ 加盟組織総数: 422
- ◆ 構成員総数: 880,192
- ◆ 上記の構成員数880,192は、パキスタンの推定組織労働力総数120万(73%)である。



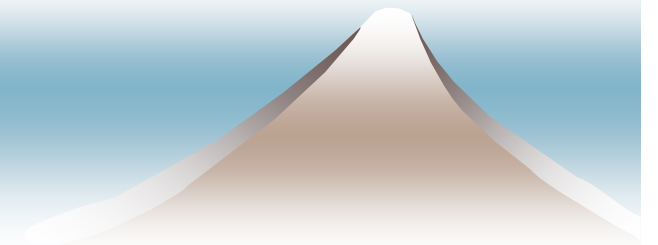


10) パキスタン労働者連盟(PWF)の結成

- ◆ これは正しい方向への第一歩であったが、第一歩にすぎなかった。PWF憲章の前文は以下のように述べている:
- ◆ 協力して権利の促進と保護を図るため「パキスタン労働者連盟」を創設することを決め、まず以下の3つのナショナルセンターを合併する:
 - ◆ 全パキスタン労働組合連盟(APFTU)
 - ◆ 全パキスタン労働連盟(APFOL)
 - ◆ パキスタン全国労働組合連盟(PNFTU)
- ◆ これらのNCは、新たに結成されたパキスタン労働者連盟の全国執行委員会が設立された日をもって解散し消滅するものとする。

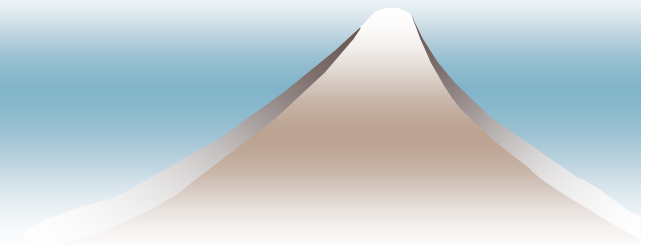
10) パキスタン労働者連盟(PWF)の結成

- ◆ 第2歩として、PWFに加盟していない他の組合や連盟の合併を追求することによって、パキスタンの働く人々の声の統一に向けた仕事ができるだろう。
- ◆ 上記の実現に基づき、夢が完全に現実になるのは、まだパキスタン労働者連盟(PWF)の囲いの外にある少数の労働連盟や組合が仲間に加わり、パキスタンの労働運動が50年代初期のように統一された力になる時である。



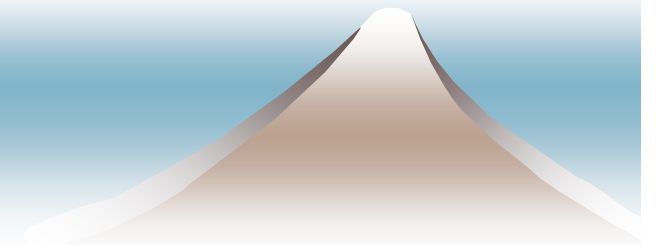
11) パキスタンの多国籍企業

- ◆ パキスタンの法律は、多国籍企業その他の外国投資家による投資にとって理想的な環境を提供する。現在、(1)武器・弾薬、(2)証券印刷、通貨・鋳造、(3)高性能爆薬、(4)放射性物質、の4産業を除き、他の産業にはいかなる額の投資も可能であり、政府の承認を必要としない。
- ◆ 利益の送金にも何も制限がない。外国通貨の口座を維持するための施設も存在する。
- ◆ 外国企業には借入れ規則などに関する特権も与えられている。
- ◆ 多数の多国籍企業が産業を動かしており、国内で長年商売をしている。



11) パキスタンの多国籍企業

- ◆ 最初は英国や欧州の貿易商社がリードしていた。長年、この地域にいるからである。
- ◆ しかし、現在は米国がリードしており、投資の25%を占め、次が英国(13%)、さらに国際融資機関(11%)、ドイツ(6%)、日本(3.5%)が続く。
- ◆ 日本は近年自動車産業への投資が大幅に増えたので、シェアが拡大している。

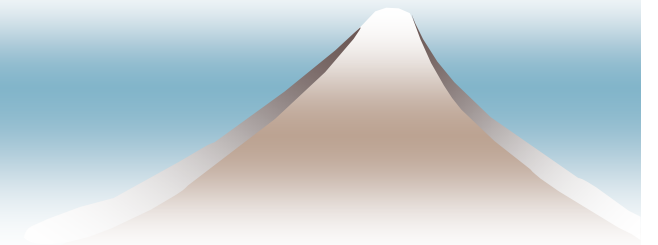


11) パキスタンの多国籍企業

- ◆ ドイツのシーメンスはおそらくパキスタンの工業分野で1番古く、1932年にはこの産業を確立していた。2番目はICIで、1942年にソーダ灰工場を設立した。
- ◆ 以後、これらは活動を他の多数の分野に広げた。
- ◆ ユニリーバ、インペリアルタバコ、シェル、ビルマオイルも、1947年の独立後すぐに来た。彼らの消費者用製品は、よく知られている。
- ◆ その次に米国、ドイツ、英国その他の製薬会社。
- ◆ 多数の欧州、韓国、中東の会社が、建設、通信その他の分野で活動している。
- ◆ 日本の会社は主に自動車産業で活動しており、トヨタ、スズキ、ニッサン、ホンダなどである。

11) パキスタンの多国籍企業

- ◆ パキスタンの産業は主に農業に基づく。エクソンが最初にこの分野に参入し、1960年に尿素工場を建てた。
- ◆ 米国のハーキュリーズが次で、ジョイントベンチャーを行った。
- ◆ 農業の機械化に伴い、農業機械業界はMassy Fergusonの形でフィアットとベラルーシがジョイントベンチャーを設立した。
- ◆ インフラ開発では、中国、韓国、その他の国々が、非常に活発に活動している。

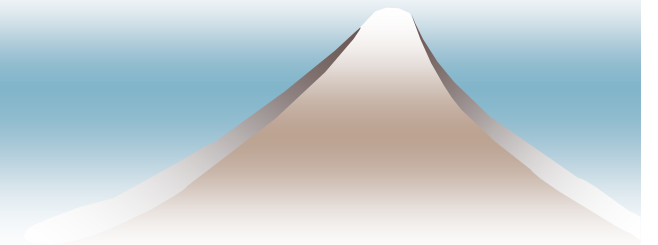


12) 外国銀行

- ◆ 現在、22の外国銀行が国内で機能しており、成長中の工業化事業、特に外国通貨で大きなシェアを享受している。外国銀行は年間ベースで10億米ドルの外国通貨の流れを手配している。
- ◆ また、海外の支店を通じて相当な「スワップ」資金を手配してきた。
- ◆ また、外国銀行は「モダラバス」も立ち上げ、少数の融資会社も支援してきた。
- ◆ 彼らは革新的なスキームを通じて、また経営管理や専門職の訓練を通じて、銀行や金融機関の開発を援助してきた。したがって、国の経済発展全般に寄与している。

13) カラチ証券取引所での多国籍企業の成績

- ◆ 次の表は44の多国籍企業の成績を示す。
- ◆ これらの企業は、医薬品、肥料、農業機械、エンジニアリング、食品(牛乳と茶を含む)、消費者用製品、ポリエステル繊維、化学薬品など、様々な部門で操業している。



以下の表は企業の部門全体の位置を示す。

| 部門 | KSE上場企業数 | 多国籍企業 |
|-----------|----------|-------|
| 医薬品、化学薬品 | 35 | 21 |
| 燃料、電力 | 12 | 5 |
| ケーブル、電気 | 15 | 5 |
| 食品関連 | 19 | 4 |
| ガラス、セラミック | 10 | 2 |
| 自動車関連 | 21 | 2 |
| たばこ | 7 | 2 |
| 皮革 | 7 | 1 |
| 融資 | 15 | 1 |
| その他 | 24 | 1 |
| 合計 | | 44 |

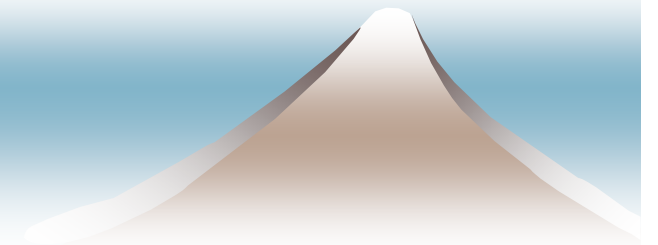
カラチ証券取引所上場616社のうち、44社が多国籍企業である。

14) 多国籍企業と労働

- ◆ 独立後の早い時期に設立された多国籍企業の労働者は、一般に結社の権利を享受した。この基本的権利があったおかげで、労働者は良好な労働条件、安全な労働環境および団体交渉の権利を享受した。
- ◆ しかし、後年に設立された多国籍企業は労働者に結社の権利を許さなかった。この権利がなかったため、これらの多国籍企業の労働者の生活と労働条件は、早い時期に設立された多国籍企業に比べて良くなかった。
- ◆ しかし、これらの多国籍企業の労働者は、国の労働法で得られる他の様々な恩恵を享受した。
- ◆ こうして、これらの多国籍企業の労働者は、老齢年金、健康保険、残業倍額、ボーナスなどの権利を享受した。

14) 多国籍企業と労働

- ◆ パキスタンの労働者は、労働者の基本的権利を今でも多国籍企業によって否定されている。特に顕著なのは、中国、韓国その他少数の国の多国籍企業と、建設部門である。
- ◆ 過去、90年代には韓国の大宇社がラホールからイスラマバードまで自動車道を建設する契約を与えられた。
- ◆ 同社は組合に対して虚偽の主張を開始し、政府の都合に合わせたので、労働者は筆舌に尽くしがたい苦難に晒された。
- ◆ 現在でも、マングラ・ダム建設事業の契約を得た中国の会社、チャイナ・ウォーター・エレクトリカル社が、労働者に結社の権利を許していない。同社の労働者は、パキスタンの労働法の下で得られる他の恩恵さえ得ていない。



14) 多国籍企業と労働

- ◆ 同様の状況が他の企業でも見られる。例えば、プット・サラエボ・ゼネラル・エンジニアリング社という欧州の企業は、ラホーレの環状道路を建設する契約を得ている。
- ◆ シアールコートの場合、地元のスポーツと外科の業界が多国籍企業のブランド名で製品を作っているが、労働者は一般に労働法で得られるはずの権利を得ていない。
- ◆ 組織化された部門に4,000あると推定されるユニットのうち、組合があるのは推定30ユニットだけである。
- ◆ これは労働者の哀れな状況を雄弁に物語っている。

